

新型コロナウイルス感染症が経済や社会に甚大な影響を及ぼす中、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現に向け、新卒・中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、法人税等の税額控除措置が講じられました。

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 361 回

大変暑くなってきました。皆様、熱中症、そして新型コロナには充分お気をつけください。「無事これ名馬」ですね。元気で頑張ってください。

ところであなたの目標は何ですか？たてられた目標は達成されていますか。特にこういった厳しい環境下であればこそ、しっかり目標をたてて達成すべく努力をされる事が、この非常時を乗り切る方策であるかと思えます。また目標はすぐ達成できるような小さな目標ではなく、達成のためには10年ぐらいかかる、その達成のためには懸命に努力しなければならないほうが、あなたにとってもあなたの会社にとってもいいことではないかと思えます。

この数年、新型コロナのために苦戦を強いられる外食産業の中でも好調を維持している企業があります。そこにはどんな特徴があるのでしょうか。

「高品質の商品を提供している。ターゲットを絞った商品作り、人を感じる広告をしている」ようです。

皆様、目標を決めて頑張ってください！

さて皆様御存じですか。今年の5月、日本の銀行法の改正法が可決されました。国内銀行は中小企業（非上場）の資本金の50%以上を保有することができるようになりました。事業会社への出資上限を原則5%（持ち株会社では15%）としてきた規制も緩和、地元製品の販売など地域経済に寄与する非上場企業には100%出資を可能としています。一方、海外の投資ファンドが日本に参入しやすくなるよう、登録手続きを簡素化する改正金融商品取引法も可決されています。

「非上場企業への100%出資」を可能にしたことと、「海外投資ファンドの参入簡素化」など外資規制が緩和されたことで、技術力のある日本企業が海外から狙われ、自分の物にされてしまう懸念があります。恐ろしい事ですね。

前田の《今人生を語る》第 266 回

めざめよ日本人 (188)

日本は豊かな国から転落しつつある。ここ10年間の日本の1人当たりGDPの伸び率は、19%ほどです。それに対し、米国は31%、ドイツは35%、英国は22%、中国は88%となっています（「正論 2021年9月号」より（出典：IMFデータ））。日本の成長率の低さは明らかですね。この理由は何か。1つは「国家のモデルチェンジの失敗だ」。すなわち、政府による民間経済への介入が広範囲になされたが、市場経済の増大に対応できなかったため失敗し、活力がなくなったためだ。そう思われませんか？

1. 制度の概要

人材確保等促進税制は、青色申告書を提出する全企業において、令和3年4月1日から令和5年5月31日までの間に開始する各事業年度において、新規雇用者給与等支給額が前年度より2%以上増えた場合に、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を法人税額又は所得税額から控除し、加えて、教育訓練費の額が前事業年度より20%以上増えた場合には、控除率を5%上乘せし、新規雇用者給与等支給額の20%を法人税額又は所得税額から控除する制度となります。

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和3年4月1日から令和5年5月31日までの間に開始する各事業年度

適用要件		税額控除
通常要件：新規雇用者給与等支給額が前年度より2%以上増えていること	⇒	控除対象新規雇用者給与等支給額の15%を法人税額又は所得税額から控除
上乘せ要件：教育訓練費の額が前年度より20%以上増えていること		控除対象新規雇用者給与等支給額の20%を法人税額又は所得税額から控除

2. 用語の意義

① 新規雇用者給与等支給額

国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。

② 教育訓練費の額

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。

③ 控除対象新規雇用者給与等支給額

適用年度において、国内新規雇用者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。新規雇用者給与等支給額との違いは、国内新規雇用者を雇用保険の一般被保険者に限らない点及び雇用安定助成金額を控除する点となります。

3. 留意点

- ① 所得拡大促進税制との併用はできません。
- ② 新規設立で前年度がない場合には適用がありません。
- ③ 雇用調整助成金等の他の者から支払を受ける金額がある場合には、控除対象新規雇用者給与等に一定の調整が必要となります。